

日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱

1. 日本開発銀行の業務を上の通り改めること。
  - (1) 日本開発銀行の肩替り業務の方法として、返済資金の貸付のみでなく、新たに銀行その他の金融機関の開発資金の貸付債権につき、その全部又は一部を譲り受けることができるものとする。
  - (2) 日本開発銀行は、開発資金に關する債務の保証を行いうるものとする外、開発資金に充てられる外資の受入を促進するための債務保証をも行いうるものとする。
2. 日本開発銀行は、政府から資金を借り入れ、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金を借り入れることができるものとする。但し、資金の借入額と債務保証の現在額との合計額は、自己資本（資本金と準備金との合計額）に相当する額をこえてはならないものとする。
3. 日本開発銀行は、毎事業年度の利益金の百分の20に相当する額か、融資残高の1000分の7に相当する額か、いずれか多い額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないこと。

日本開発銀行に対しては、法人税、事業税等は、免除とすること。

4. 復興金融公庫に対する政府出資金は、日本開発銀行によるその権利義務の承継の日に日本開発銀行の政府からの借入金となつたが、右の借入金を、日本開発銀行の資本金（政府出資金）と改めること。
  5. 米対日援助見返資金特別会計の私企業に対する貸付債権（これに附随する権利義務を含む。）は、政令の定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。
- この場合、右の承継貸付債権に相当する額が、米対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸し付けられたものとする（但し、この貸付金は、将来、米対日援助見返資金特別会計からの日本開発銀行に対する出資金となしうるものとする）。
6. 日本開発銀行は、前項の規定により承継した貸付債権の管理及び回収に關する業務を行いうるものとする。

極秘

日本開發銀行法の一部を改正する法律第二十号  
日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九條」を「第四十九條の三」に改める。  
第四條第一項を次のように改める。

日本開發銀行の資本金は、千五百二十萬圓とし、政府が一般會計及び米國對日援助基金特別會計からその全額を出資する。

第四條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第十八條第一項第三号中「又は返済資金」を「若しくは返済資金」に、「又は引受」を「若しくは引受」に、「応募すること」を「応募し、又は銀行その他の金融機關の開發資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること」に、「及びその応募に係る社債

の償還期限は、」を「、その応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日の翌日から起算して」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 開發資金に係る債権を保證すること。但し、その保證に係る債権の履行期限は、その債権の保證の日の翌日から起算して一年未満のものであつてはならない。

第十八條第二項中「第三号」を「第四号」に、「又は社債の応募」を「、社債の応募、債権の譲受又は債権の保證」に、「又は当該応募に係る社債の償還」を「、当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保證に係る債権の履行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（債権保證等の限度）

第十八條の二 前條第一項第四号の規定による保證に係る債務の現

在額及び第三十七條第一項の規定による借入金の額の合計額は、  
 第四條に規定する資本金及び第三十六條に規定する準備金の額の  
 合計額をこえることとなつてはならぬ。  
 第十九條の見出しを「貸付利率の基準等」に改め、同條第一  
 項を次のように改める。

第十八條第一項第一号及び第三号の規定により行ふ資金の貸付  
 の利率。同項第三号の規定により行ふ譲受に係る貸付債権の貸付  
 の利率並びに同項第四号の規定により行ふ債務の保証の利率は、  
 日本開發銀行の収入する貸付金利息（第四十三條第一項の規定に  
 より復興金融金庫から承継した貸付債権の利息及び第四十九條の  
 二第一項の規定により政府の米穀對日援助基金運用會計から  
 承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四條第二項において  
 「貸付金の利息」という。）、仕債の利率及び債務保証料は日本  
 開發銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十七條第一項の規定に

よる借入金の利率。第四十九條の二第二項に規定する政府の貸付  
 金の利率。附屬諸費及び貸付の運用損失を償ふに足るよう。銀  
 行の貸付利率又は債務の保証料率を勘案して定めるものとする。  
 第十九條第二項中「貸付利率」を「貸付利率。譲受に係る貸付債  
 権の貸付利率及び債務の保証料率」とし、「貸付の目的」を「貸付、  
 譲受に係る貸付債権及び保証に係る債務の目的」に改め、「貸付金  
 の償還期限。」の下に「譲受に係る貸付債権の回収期限。債務の保  
 証の期間。」を、「資金の貸付」の下に「譲受に係る貸付債権及  
 び債務の保証」を加える。  
 第二十條中「資金の貸付」の下に「。貸付債権の譲受又は債務の  
 保証」を加え、「利率及び期限」を「資金の貸付の利率。譲受に係  
 る貸付債権の貸付の利率。債務の保証の利率。貸付金の償還期限。  
 譲受に係る貸付債権の回収期限。債務の保証の期限」とし、「回  
 収の方法」の下に「。債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十一條第一項中「銀行」を「銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの」に改め、同條第二項中「銀行」を「前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機関」に改める。  
第二十四條第二項中「貸付金利息、社債の利子」を「貸付金の利息、社債の利子、債務の保証料」に、「第四十六條第一項」を「第三十七條第一項の規定による借入金の利子、第四十九條の二第二項」に改める。

第三十六條の見出しを「(利益金の処分及び国庫納付金)」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多し類」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該利益金の百分の二十に相当する額、

二 毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額

(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額)  
第三十六條に次の二項を加える。

5 日本開發銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残高を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

6 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條を次のように改める。

(資金の借入)

第三十七條 日本開發銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2 政府は、日本開發銀行に対して資金の貸付をすることができる。  
3 第一項に規定する場合を除く外、日本開發銀行は、資金の借入をしてはならない。

第四十四條第三項中「銀行及び商工組合中央金庫」に改める。

第四十六條の騰出しを「復興金融金庫関係の政府貸付金」に改め、同條第二項を削る。

第四十七條の見出しを「復興金融金庫関係の指定日前における法定出資等」に改め、同條第一項中「毎四半期」を「昭和二十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日（以下「指定日」という。）の前日までを終了する毎四半期」に改める。

第四十八條を次のように改める。

（復興金融金庫関係の指定日における法定出資等）

第四十八條 指定日における第四十六條の政府の貸付金は、第四十三條第一項に規定する日における第四十六條の政府の貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するものを除く外、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付

金の額に相当する金額が、指定日において、第四條第一項の規定により政府の一般会計から日本開發銀行に対し出資されたものとする。

2 前項の規定により返済されたものとされるもの以外の指定日における第四十六條の政府の貸付金は、指定日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、指定日において、第三十六條第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

第四十九條の見出しを「復興金融金庫の業務の引越に關する細目」に改め、第六章中第四十九條の次に次の二條を加える。

（米対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債權の承継及び法定出資）

第四十九條の二 政府の米対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債權で政令で定めるもの及びこれに附随する權利義務は、政令で定めるところにより、日本開發銀行が承継

するものとする。

2 日本開発銀行が、前項の規定により、米國対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利で同特別会計の原簿に登記されているもののその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第三十七條の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別会計から日本開発銀行に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなければならぬ。

4 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済

されたものとなるものとする。この場合においては、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額について、第四條第二項の規定による資本金の増加の認可があつたものとし、当該時期において、当該金額が、同條第三項の規定により、政府の米國対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

(米國対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処理に関する業務)

第四十九條の三 日本開発銀行は、前條第一項の規定により、米國対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合

中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、銀行・信用金庫・農林中央金庫及び商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用する。

第五十一條第二号中「承認」を「認可又は承認」に改め、同條第四号中「及び第四十四條第一項」を「並びに第四十四條第一項及び第四十九條の三第一項」に改め、同條第五号中「又は第四十四條第二項」を「・第四十四條第二項又は第四十九條の三第二項」に改め、同号を同條第六号とし、同條第六号中「第三十七條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五 第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本開發銀行法第三十六條の規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定は、日本開發銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本開發銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。

3 改正前の日本開發銀行法第四十六條第二項の規定は、昭和二十七年四月に始まる日本開發銀行の事業年度については適用しない。

4 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号中「日本輸出入銀行」の下に「及び日本開發銀行」を加える。

5 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように

改正する。

第四條第二号中「及び日本輸出入銀行」を「、日本輸出入銀行及び日本開發銀行」に改める。

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「日本輸出入銀行、」の下に「日本開發銀行、」を加える。

第七百四十三條第三号中「日本輸出入銀行、」の下に「日本開發銀行、」を加える。

理由

日本開發銀行の業務の拡充を図るため、これに銀行その他の金融機關の開發資金の貸付に係る債権の展期及び債務の保証の業務を行わせる外、資金の借入の機能を与えらるとともに、国庫納付金の制度を設けることとし、日本開發銀行の資本構成の適正化を期するため、復興金融金庫の解散当時の資本金で日本開發銀行に対する政府の貸付金となつたものを昭和二十七年中に政府からの出資金に振り替えることとし、また、米國対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する有利差を日本開發銀行において承継しうるみちを開いて、開發資金の融通に関する政府資金の統一的運用に資する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



裏面白紙

日本開發銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表

(一の左側は削除、右側は挿入)

目次

才六章 補則(才四十三條)

才四十九條の三  
才四十九條

才四條 日本開發銀行の資本金は、  
千五百二十億二千万円とし、政府が  
一般會計及び米國対日援助見返資金特別會  
計からの出資金百億円と才四十七條才一項又は才三項の規定により政  
府の一般會計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2  
前項の米國対日援助見返資金特別會計からの出資金は、昭和二十六  
年度において出資するものとする。

413 312

第十八条 日本開發銀行は、才一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

三銀行その他の金融機関の貸付に係る開發資金の返済に必要な資金以下本号中「返済資金」という。一を貸し付け、若しくは返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募若しくは引受をすることが困難なものに応募し、又は銀行その他の金融機関の開發資金の貸付に係る債權の全部若しくは一部を譲り受けること。但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債又はその譲受に係る貸付金の償還期限は、その貸付、応募又は譲受の日の翌日から起算して一年未満のものであつてはならない。

裏面白紙

四 開発資金に係る債務を保証すること。但し、その保証に係る債務の履行期限は、その債務の保証の日の翌日から起算して、一年未満のものであつてはならない。

四五

二 前項才一号から才四号までの規定する資金の貸付又は社債の応募、債権の譲受又は債務の保証は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還、当該譲受に係る債権の回収又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。  
一 債務保証等の限度

才十八条の二 前条才一項才四号の規定による保証に係る債務の現在額及び才三十七条才一項の規定による借入金額の合計額は、才四条に

規定する資本金及び才三十六条に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

(貸付利率の基準等)  
(貸付利率)

裏面白紙

カ十九条 前条カ一項カ一号又はカ三号の規定により行う資金

カ十八条カ一項カ一号及びカ三号の規定により行う資金  
の貸付利率及び譲受に係る貸付債権の利率並びに同項カ四号の  
付の利率は、当該利率により収入する貸付金利息及び同項カ二号  
の規定により行う債務の保証の料率は、日本開發銀行の収入する貸  
又はカ三号の規定により應募した社債の利子が日本開發銀行の事  
務取扱費、業務委託費、カ四十六条カ一項に規定する政府の貸付  
付金利息（カ四十三条カ一項の規定により復興金融庫から承継  
した貸付債権の利息及びカ四十九条の二カ一項の規定により政府  
金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀  
の米國対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の利息を  
行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

含む。以下カ二十四条カ二項において「貸付金の利息」といふこ

社債の利子及び債務保証料が日本開發銀行の事務取扱費、業務委

託費、第三十七條一項の規定による借入金の利子、第四十九條の二、三項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

前項の日本開發銀行の  
貸付利率、讓受に係る貸付債権の貸付利  
貸付利率

率及債務の保証料率は、貸付、讓受に係る貸付債権及び保証に係  
貸付

る債務  
讓受に係る貸付債権の回収期  
の目的、貸付金の償還期限、

限、債務の保証の期間  
担保等においてその種類を同じくする資金

の貸付、譲受に係る貸付債権及び債務の保証  
に対しては、同一でな  
ればならない。

246

裏面白紙

才二十条 日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付、

貸付債権の譲受又は債務の保証の方法、資金の貸付の利率、譲受に係

る貸付債権の貸付の利率、債務の保証の料率、貸付金の償還期限、譲

受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間、社債の応募の方法、

元利金の回収の方法、債務の保証の履行の方法その他業務の方法並び

に業務の委託の要領等を記載しなければならぬ。



才二十一条 日本開発銀行は、銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指

定するもの 以外の者に対して才十八条才一項各号に掲げる業務を委

託してはならない。

2 前項の規定による大蔵大臣の指定を受けた銀行その他の金融機  
銀行

関が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業  
務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に  
従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令によ  
り公務に従事する職員とみなす。

才二十四条

2 前項の収入は、貸付金の利息、社債の利子、債務の保証料、その  
貸付金利息、社債の利子  
他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事

裏面白紙

249  
務取扱費、業務委託費、  
才三十七条才一項の規定による借入金の  
才四十六条才一項  
利子、才四十九条の二才二項  
に規定する政府の貸付金の利子及び  
附属諸費とする。

才三十六条 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算利益金を生じたときは、準備金として左の各号に掲げる金額のいずれか高い額を積立てなければならぬ。

一、当該利益金の百分の二十に相当する額

二、毎事業年度末における貸付金の残高の千分の七に相当する額

(その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額)

3 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から才一項の規定により準備金として積立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入)  
(資金の借入の制限)

才三十七条 日本開発銀行は、才十八条才一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2 政府は、日本開発銀行に対して資金の貸付をすることができる。  
3 才一項に規定する場合を除く外、日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

才四十四条

3 才二十一条才二項及び才三十九条の規定は、銀行及び商工組合中央金庫  
商工組合中央金庫  
が才一項に規定する業務の委託を受けた場合について準用

する。

(復興金融金庫関係の政府貸付金)  
(政府貸付金)

才四十六条

2 日本開発銀行は、毎事業年度(昭和二十六年度を除く)前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続きにより利子を支払わなければならない。

(復興金融金庫関係の指定日前における法定出資等)  
(法定出資)

才四十七条 日本開発銀行において、昭和二十七年十二月三十一日ま

までの間において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日  
までに終了する毎四半期 (昭和二十六年年度の毎四半期を除く)日

本開発銀行が復興金融金庫から承継した権利のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充当した資金に係る債権の回収金（以下「復興金融金庫回収金」という。）を生じたときは当該四半期末において、当該復興金融金庫関係回収金の額に相当する額の前条才一項に規定する政府の貸付金が返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

（復興金融金庫関係の指定日における法定出資等）  
（国庫納付金の歳入の年度所属区分及び納付の手續）

才四十八条

指定日における才四十六条の政府の貸付金は、才四十三  
条才一項に規定する日における才四十六条の政府の貸付金のうち百  
二十六年度の歳入とする。

万円に満たないものを除く外、指定日において、返済されたものと  
し、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額  
が、指定日において、才四条才一項の規定による政府の一般会計か  
ら日本開発銀行に対し出資されたものとする。

2

前項の規定により政府の一般会計から出資されたものとされるも  
前項の規定する国庫納付金の納付の手續は、政令で定める。

の以外の指定日における才四十六条の政府の貸付金は、指定日に  
おいて返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の  
貸付金の額に相当する金額が、指定日において、才三十六条才一  
項の規定により、準備金として積立てられたものとする。

(復興金融金庫の業務の引継に関する細目)  
(業務の引継に関する細目)

(米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権の承継及び法定出資)

才四十九条の二 政府の米国対日援助見返資金特別会計からの私企業に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。

2 日本開発銀行が、前項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、その承継した私企業に対する貸付



に係る債権及びこれに附随する権利で同特別会計の原簿に登記されて  
いるもののその承継の日における帳簿価格の合計額に相当する  
金額が、才三十七条の規定にかかわらず、その承継の日におい  
て、同特別会計から日本開発銀行 に対し貸し付けられたもの  
とする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度、前項の政府の貸付金に対し、政  
令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなけ  
ればならない。

4 才二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところによ  
り、政令で定める時期において返済されたものとし、その返済さ  
れたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、その時期

裏面白紙

において、才四条才三項の規定により政府の米国対日援助見返  
資金特別会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。  
この場合においては、同条才二項の規定による資本金の増加の  
認可があつたものとする。

(米国対日援助見返資金特別会計から承継した権利義務の処  
理  
に関する業務)

才四十九条の三 日本開発銀行は、前条才一項の規定により、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を承継したときは、才十八条才一項各号に掲げる業務の外、当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 才二十一条才二項及び才三十九条の規定は、銀行、信用金庫、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が才一項に規定する業務の委

託を受けた場合について準用する。

才五十一条

二 二の法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

四 才十八条才一項各号に掲げる業務並びに才四十四条才一項及び才四十九条の三才一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 才十八条の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

五六 才二十一条才一項、才四十四条才二項又は才四十九条の三才二項又は才四十四条才二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

六七 才三十七条才三項の規定に違反して資金の借入をしたとき。

九|十 八|九 七|八

260

裏  
面  
白  
紙

日本開發銀行法の一部を改正する法律案参照法律  
所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

（非課税法人）

第三條 左に掲げる法人には、所得税を課さない。

一 一五 略

六 削除

七 一三三 略

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）

（非課税法人）

第四條 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。

一 略

二 法令による公団。連合同業人等住宅公社、日本専売公社、日

本国有鉄道、国民金融公庫及び住宅金融公庫

三 一五 略

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（附加価値税の非課税の範囲）

第二十四條 道府県は、左の各号に掲げる事業の附加価値に対しては、附加価値税を課することができない。

一 一二 略

三 国民金融公庫、住宅金融公庫、復興金融公庫、法令による公

団、商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、日本専売公社、日

本国有鉄道及び日本放送協会が行う事業

四 一七 略

第七百四十三條 道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。

一 一二 略

三 国民金融公庫、住宅金融公庫、法令による公団、大日本育英

会、商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、日本専売公社、日

本国有鉄道及び日本放送協会が行う事業

四 一十一 略